

京都大学	博士（文学）	氏名	小山田 真帆
論文題目	民主政の中のエロス——古典期アテナイの男性間性愛と売春をめぐる——		
（論文内容の要旨） 本論文は、古典期（前479年～前323年頃）のアテナイにおいて、市民たちが男性同士の性愛にたいしていかなる態度を取り、男性同士の性愛が民主政の枠組みのなかでいかなる機能を有していたのかを明らかにしたものである。古代ギリシア世界において男性同士の性愛が広く観察されたことは一般に知られているが、古代ギリシアの男性間性愛は本来の歴史的文脈から切り離され、現代の同性愛をめぐる問題を議論するうえでしばしば引き合いに出されてきた。しかし論者は、西洋古代に観察される男性同士の性愛を安易に現代の同性愛概念と同一視すべきではないという立場から、男性間性愛をめぐる歴史的文脈を重視する。古典期アテナイは二度の短い寡頭政権の経験を除き、一貫して民主政を採用していた。したがって、古典期アテナイにおける性のあり方は、民主政を支えた政治制度や社会の状況と切り離して論じることはいかなる。2000年代以降、古典期アテナイにおける男性間性愛を対象とする研究は、理論的議論に終始する姿勢から距離を置き、同時代の個別的な文脈を考慮すべきとの問題意識を共有しはじめている。こうした学界動向の理解のもと、論者は、どのように男性間性愛が古典期アテナイの民主政イデオロギーに取り込まれていったのか、民主政成熟期のアテナイの政治文化のなかで男性間性愛にいかなる役割が付与されていたのか、そして男性間性愛を容認／非難する境界線が男性市民の規範のなかでどのように画定されていったのかという論点を、本論文の主要な課題として設定した。 序章は、ミシェル・フーコー『性の歴史』の議論を紹介しながら、セクシュアリティの歴史学的研究を支えた問題意識を整理した。とりわけ、古代ギリシアにおける男性間性愛に関する研究は、「本質主義対構築主義」と呼ばれるセクシュアリティをめぐる理論的議論のなかで重要な位置を占めてきた。論者は、古代と現代においてセクシュアリティのあり方は異なるとする構築主義の議論を踏まえ、「同性愛」という用語を古代ギリシアに用いることはできないことを確認し、本論文で用いる「男性間性愛」などの用語の定義をおこなった。 第1章では、ケネス・ドーヴァーにはじまる古代ギリシアの男性間性愛の研究史を整理し、問題の所在を明らかにした。先行する研究は、男性間性愛にたいして批判的な立場をとる一次史料について、男性間性愛を非難する理由は何だったのかという、男性間性愛の問題構成を主たる論点としてきた。本章はまず、ドーヴァーが提起した、古代ギリシアの性愛関係に通底するとされる、いわゆる「挿入モデル」を再検討			

した。「挿入モデル」とは、性的関係や性行為における能動／受動の区別を重視し、男性間性愛で受動的立場に立つ男性が非難の対象となったとする見方である。この「挿入モデル」は、その後の構築主義的アプローチに大きな影響を与えたが、近年の研究では、受動側が常に軽蔑や非難の対象とされていたわけではないことが指摘されている。この動向をうけて、論者は、「挿入モデル」に拠らずに男性間性愛の問題構成を理解することを目指し、新たな男性間性愛の問題構成として売春という要素に注目し、とりわけ、史料のなかである関係が「売春」と呼ばれるか否かは文脈全体に依存しており、「売春」とされる関係のなかにも多様な形態・状況が存在したことを強調する。以上の論点整理にもとづいて、論者は特に論文後半で、単にある性的な行為や関係が実際に報酬を伴っていたかという点ではなく、「売春」とされる関係が言説のなかでどのように機能しているかという点を分析の対象としていくことになる。

第2章以降の本論文の本体部分で、論者は、古典期アテナイという具体的な歴史的世界を対象として、その歴史的背景および政治・社会構造を重視しながら、男性間性愛の諸相を明らかにしている。第2章は、先行研究で共有されてきた、古代アテナイ人が男性間性愛をエリート的なすなわち反民主政的な慣行だと捉えていたとする見解を再検討した。論者はまず、先行研究が述べる「エリート」の定義が曖昧であることを指摘したうえで、出自の良さ・富・教育の三つの観点から古典期アテナイで「エリート」とされ得た集団について再構成を試みた。その結果、前462年のエフィアルテスの改革によって男性市民同士の政治的平等が達成されたアテナイにおいては、そもそも「エリート」という明確な集団を描き出すことはできないこと、そして、市民の想起するフィクションとしての「エリート」にも社会階層としての固定的なイメージはなく、「民衆」との境界が曖昧であったことが明らかとなった。また、これまでの研究では、男性間性愛を描いた陶器画が前5世紀前半から減少するという美術史研究の成果に基づいて、民主政の進展とともに「エリート」的な男性間性愛が忌避されてきたとする説が支持を集めていたが、近年の陶器画データの再検討によって、男性間性愛の描写が前5世紀に入って減少したわけではないことが確認されている。以上の分析を通じて論者は、男性間性愛はエリートであり民主政の時代には嫌悪の対象となったとする先行研究の見解が、きわめて不十分であることを指摘した。

論者は、民主政下の男性間性愛が必ずしもエリート的なイメージを帯びていたわけではないことを確認したうえで、続く第3章以降、民主政のシステムや文化のなかでの男性間性愛の機能、そして、男性間性愛が古典期アテナイ人の利用あるいは濫用の対象となっていた様態に注目していく。

第3章は、民主政の政治的文脈において男性間性愛が歓迎された局面として、僭主殺害者にまつわる逸話を読み解いていく。前6世紀後半のペイシストラトス一族の僭主政をおわらせたとして、市民的英雄の地位を与えられてきたハルモディオスとアリストゲイトンは、恋愛関係で結ばれたカップルとして認識されている。しかし史料を

読み解くと、この逸話に男性間性愛の要素が与えられるのは、前5世紀後半のトゥキュディデスの歴史叙述以降であることが判明する。この整理のもと、論者は、アテナイのみならず古代ギリシア世界の広範囲に、僭主（またはそれに準ずる権力者）にたいして報復を試みる〈報復のための僭主殺し〉譚が多数存在し、ハルモディオスとアリストゲイトンによる僭主殺害もその一例であった可能性を指摘する。そのうえで、論者は、アテナイの僭主殺し譚をこれらの類話と比較し、これが当初から恋愛事件として認識されていたわけではなく、むしろ前5世紀後半までは、ハルモディオスの個人的な報復譚として理解されていたことを明らかにした。アテナイでは前5世紀後半になると、ペリクレスの葬送演説に代表されるように、政治的言説に男性同士のエロス（恋）のメタファーが導入されるようになる。こうした政治的言説の変化と連動するように、ハルモディオスとアリストゲイトンにたいする認識が変化し、彼らは、恋の力で僭主を打ち倒す民主政の英雄に変容していったのである。男性同士の恋は民主政ポリスをより良い方向へと導く肯定的な感情として認識され、怒りに基づく私的な報復感情よりも、僭主政打倒という公の事業をなす原動力としてふさわしいとみなされるようになっていったと、論者は本章を結論づけている。

第4章と第5章は、男性間性愛が賞賛された僭主殺害譚など文脈とは反対に、男性間性愛が問題視され非難や制裁の対象となった局面を検討する。ここでの具体的な焦点は、売春である。第4章ではまず、男性間性愛をめぐる法的規定を整理し、男性市民による同性を客とした売春がアティミア（公民権停止）の状態を招くものであったことが確認される。先行研究では、このアティミアが違法行為と同時に自動的に付されるものなのか、判決によって改めて科されるものなのか、また部分的アティミアなのか完全アティミアなのかをめぐる議論があるが、論者は、これが判決による完全アティミアであった可能性が高いと結論づけた。ではなぜ、男性市民による売春がそのような厳しい法的制裁の対象とされたのだろうか。この問いにたいし、論者はカリス（*χάρις*）という社会的規範の点から回答する。カリスは「恩恵」、「好意」などと訳され、アテナイをはじめとする古代ギリシア世界の諸ポリスでは、カリスを受けたらそれに報いるという互酬的価値観が社会の基底に存在したとされる。論者は、男性間売春をこのカリスの互酬構造のなかに位置づけ、売春がカリスにたいして適切に報いない行為であり、互酬を美德とするポリスおよび市民共同体への裏切りとみなされる可能性があったことを指摘した。さらに論者は、売春と贈収賄との同質性へと考察を進める。贈収賄は、売春と同様、アティミアの罰が科される違法行為であったが、論者は、史料中で売春と贈収賄が同類の違法行為として語られる場合があることに注目し、いずれも互酬的共同体にたいする背信行為として認識されていたと結論づけている。

第5章は、男性間性愛が民主政下の政治に利用あるいは濫用されていく局面に注目する。売春を実在の政治家と結びつける言説は、前5世紀後半の史料には確認されて

いない。しかし、政敵が売春しているとする糾弾・告発は前4世紀に入る頃から目立つようになり、前4世紀なかばの『アンドロティオン弾劾』および『ティマルコス弾劾』で、その過激さにおいてピークを迎える。論者は、こうした政治言説の変化に注目し、これが政治家のキャリア形成にかかわる政治文化の変化と連動していたことを明らかにする。前5世紀後半から前4世紀なかばの史料において、同性と性愛関係にあるとされている男性の経歴を整理すると、エラステス（年長・能動側）とエロメノス（年少・受動側）の双方が積極的に政治的キャリアを築いている事例が、前360年代になってはじめて確認されることがわかる。これまでの研究ですでに指摘されているように、前5世紀から前4世紀にかけてのアテナイでは、政治家に求められる理想像が戦場で軍功を立てるストラテゴス（将軍）から、言論で市民を説得するレトル（弁論家）へと変化した。通常、弁論家と弟子の関係は親密な師弟関係であることが多く、師弟関係が性愛関係へと移行する（あるいは、そのように周囲からみなされる）事例も少なくなかったと想定される。こうした想定のもと、論者は、弁論術の政治的重要性が高まるにしたがって、政治的野心を持つ若者が、より頻繁に有力政治家と性愛関係を結ぶようになり、また政治家側も若者をみずからの目的のために利用する場合が増えていったと主張している。政治家たちによるこのような男性間性愛の利用は、政敵によって「売春」に仕立て上げられ、政治家ひいては市民としての地位に回復不可能な損傷を与える口実となることもあった。こうした理解に立つてこそ、アイスキネスによるティマルコス告発が、まさにエロメノスとして政治的キャリアを積んだティマルコスの過去が「売春」へと歪曲され、アティミアの状態にまで追いやられた例だったと解釈することができるのである。論者はさらに、政治家による売春にたいする懸念が、賄賂にたいする懸念の延長線上にあった可能性も提示している。第4章で確認したように、史料中では売春と贈収賄との類似性が強調されている。アルカイック期には「美德」とされていた贈与行為が、ペルシア戦争の勃発から前5世紀後半にかけて「犯罪」である賄賂として認識されていくようになったことは、先行研究ですでに指摘されている。贈収賄の一形態として認識された「政治家による売春」も、この動向と軌を一にするように、同僚市民から徐々に厳しい検閲を受けるに至ったと想定することができる。

第6章は、男性間性愛から女性の性愛に視点を移し、女性による売春が彼女たちのシティズンシップ（市民性）に致命的な損傷を与えるものと考えられていたことを明らかにしている。男性市民と比べて制度的な身分証明が困難であった女性の場合、性規範を通じてシティズンシップの正当性を示す必要があった。女性の市民身分を問題にした法廷弁論では、被告の娼婦性を示すことによって被告の市民身分を否定しようとするレトリックが取られていた。男性市民の売春に科されたアティミアという刑罰は、もっぱら男性にたいして与えられる刑罰であったが、女性の場合においても、市民身分の者が売春をおこなうのは許されないことだった。一部の男性間性愛への批判

が、同性間性愛のためではなく、売春という疑惑のためだったというという前章までの分析結果が、女性の性愛をめぐる考察を通じて、より明確になっている。

終章は、序章から第6章での検討内容を整理したうえで、その意義を提示する。論者は、男性間性愛にのみ適用されるような「適切／不適切」を切り分ける単一の性道徳が存在しなかったことを指摘し、その意味で、男性間性愛が異性間性愛と本質的に異なるものではなかったことを明らかにした。そのうえで論者は、男性間性愛の検討を通じて、「エリート／非エリート」という固定的な二項対立を相対化し、さらに、時代から切り離して非歴史的に論じられることの多かった古典期アテナイの男性間性愛を、民主政ポリスの政治と社会という「大文字の歴史」のなかに位置づけ、民主政ポリスにおいてこそ観察されるセクシュアリティのあり方を描き出した。論者は最後に、本論文で残された課題と展望として、検討対象を古典期アテナイに狭めたために女性同士の性愛関係を議論の俎上に載せられなかったこと、古典期アテナイにおける市民以外の人々のセクシュアリティに注目することができなかったこと、男性同士の恋が民主政に資する感情として認識されるようになった背景により踏み込む余地があることを指摘している。

論者は補章において、序章で扱った本質主義と構築主義をめぐる議論について、どちらの方がより古代ギリシア人に馴染みのある考え方だったのかという関心から、古典期からヘレニズム期初期にかけての医学テキストを主たる史料として、現代の「セックス」、「ジェンダー」にあたる概念が古代ギリシア人にどのように考えられていたのか議論している。この議論では、ギリシア語医学テキストを中心とした史料におけるフュシス／ノモスの二項対立概念の検討から、セックスは固定的で、ジェンダーは流動的であるという現代的な観念も、またそれを正反対にただけのトマス・ラカーらの見解も適切ではなく、フュシス／ノモスが相互に規定し合うものとして認識されていたことが明らかにされている。

(論文審査の結果の要旨)

古典期アテナイの男性間性愛は、当時の社会と文化を規定する注目すべき慣行であったと同時に、模範として仰ぎ見られる古典作品を通じて、現代の性規範をめぐるわたしたちの議論の枠組みの一端を形成する、きわめて重要な歴史学的問題である。本論文は、使用できる一次史料が必ずしも豊富とはいえないなか、この問題に真正面から取り組んだ貴重な貢献である。とりわけ、ドーヴァーの研究の翻訳以降、このテーマについてまとまった研究のないわが国においては、将来長きにわたって決定的な研究となることに疑いはない。

本論文はまず、序章において研究の背景と理論的枠組みを説明し、古代ギリシア史研究の今日的意義を強調する一方、本研究の学術的背景をなす、男性間性愛をめぐる本質主義と構築主義の対立を紹介する。構築主義の立場を代表するドーヴァーの研究とその問題点については、続く第1章で議論されている。論者はここで、大きくは構築主義的アプローチが帯びる問題点を指摘し、より具体的には、古典期アテナイにおいて男性間性愛への容認・批判が文脈に応じて可変的であったこと、そしてそのなかで売春が焦点となったことを説明している。論者は、続く第2章から第5章で、男性間性愛にたいする可変的評価の実態を、前5世紀から前4世紀にかけてのアテナイの政治文化の変化に位置づけながら解明していくことになる。

第2章と第3章は、前5世紀のアテナイ民主政において、男性間性愛が民主政理念に取り込まれていくプロセスに注目している。具体的には、男性間性愛がエリート的なものとして忌避されたとする先行研究を批判して、古典期アテナイには政治的、経済的、社会的同質性のため明確なエリート層が形成されず、そのために男性間性愛をエリートとする同時代の批判も見せかけに過ぎないと主張する。さらに論者は、各地の僭主殺しのエピソードを丹念に分析することで、特に前5世紀のアテナイにおいて、性愛関係で結びついた男性カップルが民主政を樹立したとする言説が力を持つに至ったと論じている。一方、第4章と第5章は、民主政理念にとって男性間性愛が脅威となる側面を論じる。焦点となるのは、売春であるが、本論文ではこの売春の定義や論じられ方の可変性こそが主題となっている。第4章では、民主政的なポリス共同体の基盤となる互酬的原理にとって、売春がアティミア（公民権停止）に値する重罪とみなされたことが明らかにされる。他方第5章は、前5世紀から前4世紀にかけての民主政アテナイにおいて政治家像と政治文化が変化するなかで、アテナイ市民のライフサイクルに組み込まれていた男性間性愛が、互酬的原理と相容れない売春行為とレッテル貼りされる傾向が強まったこと、この傾向が賄賂が問題化される傾向と軌を一にしていたこと、そしてここにおいて売春が国家的犯罪と見做されるに至ったことを明らかにしている。以上が本論文の本体部分であり、女性の売春とシティズンシップとの関係を論じた第6章、そして哲学・医学テキストから同性愛の問題を論じた補章が付されている。

上記の内容を持つ本論文の意義と特徴は、以下の三つの点にまとめることができる

だろう。

第一に、本論文は、古典期アテナイの男性間性愛の研究に関する理論的側面を手際よくまとめ、構築主義と本質主義という歴史学全般にわたる問題群を自身のテーマに巧みに接続しつつ、性規範をめぐる今日の問題にたいする本テーマの重要性を示すことに成功している。時間、空間ともに遠く離れた古代ギリシア世界の問題を、歴史学に幅広く通底する論点と組み合わせて現代に再生し、それをきわめて論理的かつ可読性の高い日本語で表現する論者の力量は、高く評価されるべきである。

本論文は第二に、古典期アテナイにおける男性間性愛を、民主政アテナイの前5世紀から前4世紀にかけての中期的な変化に位置づけることに、一定の成功を収めている。古代ギリシアの男性間性愛という問題群を開拓したドーヴァーとフーコーの研究は、論者が構築主義的とまとめるように、通時的変化の説明を主目的とするものではなかった。もちろんフーコーは、古代的な性規範から司牧権力に基づく規範形成という大きな変化を論じているが、数十年のスパンでの中期的変化を主たる問題とすることはない。本論文で論者は、民主政アテナイの互酬的原理とその変化、そしてそこでの賄賂言説のあり方に関するケーススタディを参照しつつ、男性間性愛と「売春」をめぐる政治的、社会的メンタリティの変化を説明することにおおむね成功しているといつてよいだろう。これは、古代ギリシアの男性間性愛研究にたいする、大きな貢献である。

第三は、上記の点と深く関係するが、本論文がこれまで男性間性愛研究で重要視されてこなかった問題群ならびに史料を取り込むことを試みている点である。論者は、男性間性愛を民主政アテナイの文脈に位置づけるために、可能なかぎりさまざまな問題群・史料を用いているが、なかでも、アテナイ市民の政治的、社会的、経済的同質性の問題を自身のテーマに取り入れたこと、一見したところ関連性の薄い賄賂という問題を互酬性という観点から男性間性愛研究に接続したこと、そして、補章という形ではあるが、古典期ならびにヘレニズム期の哲学・医学テクストを論じたことは、とりわけ注目に値する。これらはすべて、本論文が古典期アテナイの性愛研究に新しく導入した問題群・史料であるため、現時点でその意義が十全に展開されているとはいいがたいが、今回のチャレンジは論者の歴史家としての潜在的能力を示して余りある。論者が今後の研究で、特に前者2点の分析をさらに進め、民主政アテナイの本質めぐる既存の研究に、性愛研究の観点から大きな見直しを迫ることが期待される。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2026年1月23日、調査委員5名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。